

## ○ 猟銃等の製造事業者又は販売事業者に 対する猟銃等の盗難防止対策に関する 指導の強化について

〔昭和五十四年六月九日 五十四機局第一五四号〕  
〔県知事あて 通商産業省機械情報産業局長〕

猟銃等関係事業者の猟銃等の保管管理の徹底方指導については、昭和五十三年六月十九日付け五十三機局第三三三号及び昭和五十四年二月六日付け五十四機局第九号にてお願いしたところでありますが、最近においても猟銃使用犯罪の発生がみられます。加えて来たる六月二十八日及び二十九日に先進国首脳会議が開催されるという状況にあります。

このような情勢にかんがみ、猟銃等の保管管理の強化を図るため、下記事項の実施方よろしく願います。

記

一 許可事業場における猟銃等（未完成銃及び専用の部分品を含む。以下同じ。）の保管管理の徹底を図るため、上記通達において指示した事項の実施状況について、点検・確認を行うこと。

二 許可事業場における自主保安体制を確立するため、次の指導を

行い、その実施状況を随時点検・確認すること。

(1) 次の内容を盛り込んだ猟銃等保管管理規程を作成すること。

① 猟銃等の保管及び管理の方法

② 保管設備への猟銃等の出し入れの方法

③ 猟銃等の現物の取扱い及び帳簿への記載を行うことができ  
る者の範囲並びにその職務分担

④ 不良品の管理及び処理の方法

⑤ 事業場へ出入りする者の監視の方法その他の防犯上の措置

(2) 次のいずれかの者のうちから猟銃等保管管理責任者を選任すること。

① 許可事業者（法人にあつてはその役員）

② 許可事業者の使用人のうち、銃砲刀剣類所持等取締法第三

条第三項の規定に基づく届出使用人である者

三 猟銃等の運搬時における保安管理については、許可事業場内においてする保管管理と同様に十分な注意をもつて行う必要があることにかんがみ、次の指導を行い、かつ、その実施状況を随時点検確認すること。

① 上記二(2)①又は②のいずれかに掲げる者が十分な防犯上の注意を払いつつ行うこと。

② 第三者に委託して運搬する場合には、十分に信頼できる事業者との契約に基づき、専用コンテナの使用、貴重品としての取

扱いは行う等十分に防犯上の措置を講じさせること。

四 本年六月中は、不要不急の猟銃等の運搬を自粛するよう指導すること。